優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十九年七月二十四日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定借入れ及び特定社債の期限の到来した元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。（以下「優先出資償却減資」という。）、これらを分配することをその目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認め、決定する時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定した後六箇月以内に、初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその決定により、以後のⒶ当社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記七に定める金額と同額とする。）とする。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

優先資本金の額の減少において消却する優先出資はA号優先出資とし、減資消却可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数とする。

六、優先出資の消却の方法

減少の対象となる優先出資は全ての優先出資とする。但し、まずA号優先出資が優先して減少の対象となり、A号優先出資の全てを消却した後に、B号優先出資が減少の対象となる。

消却金額は一口につき金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下の通り計算されるものとする。

〈A号優先出資〉

減資消却可能額（円）／50,000（円）×（各A号優先出資社員の保有口数／A号優先出資の発行済総口数）

＝各A号優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）

〈B号優先出資〉

減資消却可能額（円）／50,000（円）×（各B号優先出資社員の保有口数／B号優先出資の発行済総口数）

＝各B号優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）

なお、B号優先出資の数式における「減資消却可能額（円）」は、A号優先出資の全てを消却した後の金額とする。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法

消却の対象となる優先出資の口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十九年七月七日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

東静岡15街区デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十九年五月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月七日

東京都新宿区山吹町一一番地一号測量年金会館七階

日本スイミングクラブ厚生年金基金

代表清算人　山南　宏一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年7月7日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(8)3293　③代表取締役　熊切直美　④東京都港区港南二丁目16番1号　廃止した従たる事務所　滋賀県甲賀市水口町新町1丁目5－7　宮城県柴田郡大河原町新南48－2　福島県福島市南矢野目字道下30番地の1セントラルタウン101　福島県須賀川市中山85番地1ピュア3　101号　高知県高知市高須1丁目16番24号　静岡県湖西市新居町中之郷1659－1　群馬県高崎市緑町3丁目2－6栄ビル1階　秋田県能代市大手町6－6　北海道札幌市西区発寒六条10丁目1番3号SR宮の沢ステーションビル1階2－A　埼玉県本庄市駅南2－23－29　1階　岩手県奥州市水沢区西町2番31号メゾンノワール　千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1丁目10－11　大阪府大阪狭山市茱萸木6丁目839－1ぐみの木池嶋ビル101　青森県弘前市早稲田1丁目13－9　岐阜県土岐市泉町定林寺字仲田114番地1　茨城県高萩市春日町1丁目5クリハラビル1階　群馬県館林市富士原町1057－377ウェルネス101号室　福岡県直方市知古1丁目4番20号メゾン花102号室　栃木県那須塩原市清住町95－1　北海道岩見沢市4条西11丁目2－2　4条貸事務所1階　鳥取県倉吉市上井町2丁目3－2グランシャリオ1F　静岡県田方郡函南町塚本81－4　茨城県那珂市菅谷2364－1TNB第一ビル1階　岡山県備前市香登本487－1　香川県高松市高松町3007－29　京都府南丹市園部町木崎町正尺13－2アーク参番館104　大分県中津市中殿町563－1　1階　石川県加賀市作見町ヌ3－1エンブレイス　102　宮崎県延岡市北町2－3－7損保ジャパン日本興亜延岡ビル4階　茨城県牛久市ひたち野西3丁目2番地8　愛知県一宮市本町3丁目9－21松本ビル1階　福島県いわき市東田町2丁目17－4ヤマギワビル1階B　沖縄県島尻郡与那原町東浜97－3Fステージ東浜103号室　熊本県菊池市大琳寺202－1ファイン103　和歌山県橋本市東家6丁目2－4　大阪府堺市堺区市之町東6丁目2番16号堺東EH第2ビル4階　宮城県仙台市青葉区一番町1丁目1－30南町通有楽館ビルディング1階　岐阜県羽島市小熊町島4丁目21番地1　山形県天童市南小畑5丁目5－14　静岡県浜松市中区葵東2丁目26－23　栃木県栃木市片柳町2丁目13－11　茨城県日立市大みか町2－27－5　静岡県袋井市久能1363－11　愛媛県松山市山越1丁目7－55　愛媛県松山市本町5丁目5番4号ACTY本町3F　静岡県牧之原市細江字青池1227－1　兵庫県西脇市野村町1399－1　福島県郡山市土瓜1丁目223番地カーサ・セレッソ　KV101　岡山県岡山市北区久米172番1　静岡県菊川市加茂6004番地加茂事務所102号　神奈川県川崎市川崎区東門前3丁目5－8リバーサイド川崎大師1・2階　埼玉県志木市中宗岡1丁目11番12号カンファートゥリー1F　広島県福山市駅家町倉光144－1　富山県砺波市太郎丸3丁目98番1サンロワイヤルビル太郎丸1階　⑤2億7000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番1号　大東建託株式会社　代表取締役　熊切直美

①株式会社なかいち　②神奈川県知事(7)16708　③代表取締役　中嶋一郎　④神奈川県厚木市中荻野1759番地2　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県厚木市中荻野1759番地2　株式会社なかいち　代表取締役　中嶋一郎